

別記 馬主登録審査基準

馬主登録の申請者が、第一から第五に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。

第一 申請者が個人の場合

- 一 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - 三 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金に処せられた者
 - 四 日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）、都道府県又は指定市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
 - 五 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者（以下「暴力団関係者」という。）
 - 六 協会の運営委員会の委員
 - 七 協会の役員及び職員並びに地方競馬に関係する都道府県又は指定市町村の職員
 - 八 地方競馬に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者
 - 九 方法書第十条第三号（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は第十条の二第二号から第五号までの規定のいずれかに該当することにより、第十条又は第十条の二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
 - 十 競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが所得及び資産からみて明らかに困難であると認められる者
- （注）原則として、年間の所得金額が五百万円に満たない者は、本号に該当する者として取り扱う。
- 十一 住民基本台帳に記録されていない者
 - 十二 二十歳未満の者
 - 十三 ブックメーカーやインターネット賭事業者など、国内で開催されている競馬を賭けの対象とする可能性のある事業を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
 - 十四 限定した会員に有料で競馬予想情報を提供する事業（いわゆる「会員制競馬予想業」）を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
 - 十五 前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者

- （１）申請者本人に係わる次の事由により拒否することが適当と認められる者
 - ア 罰金に処せられた者であつて、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、執行猶予の言渡しを受け、その言渡しを取り消されることなくして猶予の期間を経過した者のうち、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの
 - ウ 競馬会、都道府県又は指定市町村から競馬場への入場を拒否されたことのある者であつて、かつ、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの
 - エ 競馬の公正確保上問題のある事件で起訴又は逮捕され、処分未決定である者
- （２）二から五まで、八又は（１）のアからウまでに規定する者と同一戸籍内にある者、生計を一にする者、その他これらの登録拒否事由に該当する者と密接な関係にある者であつて、当該登録拒否事由に該当する者から競馬の公正確保上悪影響を受けるおそれがあると認められるもの
- （３）申請者の血縁関係、経歴その他から名義貸しのおそれがあると判断される者
- （４）中央競馬に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者
- （５）地方競馬場（トレーニングセンターを含む。）で業務を行う獣医師及び装蹄師
- （６）その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足る相当な理由のある者

第二 申請者が法人（クラブ法人を除く。）の場合

- 一 その法人の役員（その法人の主要な出資者（出資の割合、人事、取引、資金その他申請法人と

の関係から、申請法人の役員と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。以下同じ。) 及びいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。) のうちに第一の各号(十及び十二を除く。) のいずれかに該当する者のあるもの

(注) 原則として、主要な出資者が法人である場合(以下「法人出資者」という。) には当該法人出資者の役員につき同様とする。また、法人出資者の主要な出資者が法人である場合(同様の状況が繰り返される場合を含む。) にも各法人出資者につき同様とする。

二 その法人の代表者(競馬に関する馬主としてすべての事務につきその法人を代表する一人の者(代表権を有する役員に限る。)) をいう。以下同じ。) の年間の所得金額が、原則として、五百万円に満たない者であるもの

三 その法人の代表者が第一の十二に該当する者であるもの

四 設立登記後二ヵ年以内の法人であつて、その法人の代表者が以下のいずれかに該当する者であるもの

(1) 既に地方競馬の個人馬主である等地方競馬における競馬の施行上必要とされる十分な知識・経験を備えていると認められる者に該当しない者である場合

(2) 当該法人への出資の額が、原則として、払込済資本金又は履行済出資の総額の五十パーセントに満たない者である場合

五 その法人の主要な出資者が個人である場合にあつてはその個人について、法人である場合にあつては当該法人出資者及びその役員について、協会が必要と認める書類が提出されないもの

(注) 法人出資者の主要な出資者が個人又は法人である場合(同様の状況が繰り返される場合を含む。) も各個人又は各法人出資者につき同様とする。

六 その法人の払込済資本金又は履行済出資の総額が三百万円未満であるもの

七 その法人が競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが所得、資産その他事業計画等からみて明らかに困難であると認められるもの

(注一) 原則として、過去二ヵ年の決算が赤字の場合は、本号に該当する者として取り扱う。

(注二) 二ヵ年分の決算が終了していない法人にあつては、設立趣意書、事業計画書、決算書等を含めて審査を行い、その結果、事業の黒字化が明らかに困難であると認められる場合は、本号に該当する者として取り扱う。

八 その法人の事業目的として、競走馬を保有し、競走に出走させることを定款に明示していないもの(軽種馬の生産又は育成を事業目的としている法人を除く。)

九 その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のあるもの

第三 申請者が法人のうちクラブ法人の場合

1 クラブ法人について

一 そのクラブ法人の役員のうち第一の各号(十及び十二を除く。) のいずれかに該当する者のあるもの

(注) 原則として、第二の一により法人の役員として取り扱われることとなる主要な出資者が法人である場合には、当該法人出資者の役員につき同様とする。また、法人出資者の主要な出資者が法人である場合(同様の状況が繰り返される場合を含む。) にも各法人出資者につき同様とする。

二 そのクラブ法人の常勤の役員の中に、地方競馬において金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号) 第七条第四号二に規定する競走用馬投資関連業務(以下「競走用馬投資関連業務」という。) を行うにあたり必要となる知識・経験を備えていると認められる者がいないもの

三 そのクラブ法人の代表者の年間の所得金額が、原則として、五百万円に満たない者であるもの

四 そのクラブ法人の代表者が第一の十二に該当する者であるもの

五 そのクラブ法人の代表者が、そのクラブ法人の匿名組合契約の相手方である愛馬会法人の代表権を有する役員となつているもの

六 そのクラブ法人の主要な出資者が個人である場合にあつてはその個人について、法人である場合にあつては当該法人出資者及びその役員について、協会が必要と認める書類が提出されないもの

(注) 法人出資者の主要な出資者が個人又は法人である場合(同様の状況が繰り返される場合を含む。) も各個人又は各法人出資者につき同様とする。

七 そのクラブ法人の払込済資本金又は履行済出資の総額が、金融商品取引法第二十九条の四第一

項第四号の規定による公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額（政令で定める金額が三百万円未満の場合にあつては三百万円）未満のもの

八 そのクラブ法人が競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが所得、資産その他事業計画等からみて明らかに困難であると認められるもの

（注）原則として、過去二ヵ年の決算が赤字の場合は、本号に該当する者として取り扱う。（当該法人が設立後間もない等の事情により、決算の状況の把握が困難な場合を除く。）

九 そのクラブ法人の事業目的として、競走馬を保有し、競走に出走させること及び競走用馬投資関連業務を行うことを定款に明示しておらず、また、それらの事業を主たる事業としないもの

十 そのクラブ法人の匿名組合契約の相手方である愛馬会法人が特定の一の法人に限定されていないもの

十一 そのクラブ法人の事業計画（競走馬の取得方法、募集頭数及び預託先等）、事業執行体制その他収支見込等から、出資会員の保護、競馬の公正かつ円滑な施行又はクラブ法人の安定的な経営の継続に支障を来すおそれがあると認められるもの

十二 その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のあるもの

2 匿名組合契約の相手方である愛馬会法人について

一 その愛馬会法人の役員のうち第一の各号（十及び十二を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの

（注）原則として、第二の一により法人の役員として取り扱われることとなる主要な出資者が法人である場合には、当該法人出資者の役員につき同様とする。また、法人出資者の主要な出資者が法人である場合（同様の状況が繰り返される場合を含む。）にも各法人出資者につき同様とする。

二 その愛馬会法人の常勤の役員のうち、地方競馬において競走用馬投資関連業務を行うにあたり必要となる知識・経験を備えていると認められる者がいないもの

三 その愛馬会法人の主要な出資者が個人である場合にあつてはその個人について、法人である場合にあつては当該法人出資者及びその役員について、協会が必要と認める書類が提出されないもの

（注）法人出資者の主要な出資者が個人又は法人である場合（同様の状況が繰り返される場合を含む。）も各個人又は各法人出資者につき同様とする。

四 その愛馬会法人の払込済資本金又は履行済出資の総額が金融商品取引法第二十九条の四第一項第四号の規定による公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額未満のもの

五 その愛馬会法人の事業目的として、競走用馬投資関連業務を行うことを定款に明示しておらず、また、その事業を主たる事業としないもの

六 その愛馬会法人の匿名組合契約の相手方であるクラブ法人が申請法人に限定されていないもの

七 その愛馬会法人の事業計画（競走馬の取得方法及び募集頭数等）、事業執行体制その他収支見込等から、出資会員の保護、競馬の公正かつ円滑な施行又は愛馬会法人の安定的な経営の継続に支障を来すおそれがあると認められるもの

八 その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のあるもの

第四 申請者が組合の場合

一 その組合の組合員のうちに、法人若しくは第一の各号（十を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの

二 その組合が競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが、組合財産並びに組合員の所得及び資産からみて明らかに困難であると認められるもの

（注）原則として、組合財産が三百万円未満である場合又は組合員のうちに年間の所得金額が三百万円に満たない者がある場合には本号に該当するものとして取り扱う。

三 その組合が、方法書第四条第三項第一号に規定する組合契約（第三条の三第二項で規定する組合契約で定めるべき事項及び当該組合契約が満たすべき基準に合致する組合契約に限る。）を締結していないもの

四 その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のあるもの

第五 申請者が本邦外に住所を有する場合

- 一 免許又は登録を受けている競馬統括機関が権限のある競馬機関（国際競馬統括機関連盟の加盟機関または加盟機関が属する国の馬主登録機関など）であると認められないとき
- 二 外国の法令上、精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者と同様に取り扱われている者
- 三 拘禁刑以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられ、その執行を終えた日から十年を経過しない者
- 四 前号の規定に該当して方法書第十条の十第二号（方法書第十条の六第三号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
- 五 方法書第十条の四第三項に規定する連絡責任者にしようとする者が方法書第五条第一項第一号から第九号まで又は第十二号のいずれかに該当するため連絡責任者として認められないことにより連絡責任者を置くことができないとき
- 六 第一の各号（十一を除く。）に該当するとき
- 七 海外において調教師、騎手、調教助手、厩務員等を業としている者
- 八 申請者の馬主登録状況（登録年月日、所有頭数、活動状況など）及び当該競馬統括機関が調査、確認している事項（履歴事項、人物面、経済面など）について、当該競馬統括機関からの回答が不十分である者
- 九 登録又は免許を受けている競馬統括機関の回答内容から馬主として登録することが適当でないと判断される者